

船舶検査

(船舶安全法第8条)

(1) 登録基準

○船舶安全法

(登録の要件等)

第二十五条の四十七 國土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者（以下この項及び次項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、國土交通省令で定める。

- 一 別表第一に掲げる機械器具その他の設備を用いて検定を行うものであること。
 - 二 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が検定を行うものであること。
 - イ 船舶又は第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の製造、改造、修理又は整備に関する研究、設計、工事の監督又は検査について、別表第二の上欄に掲げる学歴の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年数以上の実務の経験を有すること。
 - ロ 船舶又は第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の製造、改造、修理又は整備に関する研究、設計、工事の監督又は検査について六年以上の実務の経験を有すること。
 - ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識経験を有すること。
 - 三 登録申請者が、船舶又は第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の所有者又は製造、改造、修理、整備、輸入若しくは販売を業とする者（以下この号及び第二十五条の五十三第二項において「船舶関連事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。
 - イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、船舶関連事業者がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第一項の親会社をいい、当該登録申請者が外国にある事務所において検定に係る業務（以下「検定業務」という。）を行おうとする者である場合にあつては、外国における商法の親会社に相当するものを含む。）であること。
 - ロ 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める船舶関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該船舶関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。
 - ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、船舶関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該船舶関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。
- 2 國土交通大臣は、登録申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしてはならない。
- 一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - 二 第二十五条の五十八第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
 - 三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの
- 3 (略)

(2) 登録法人

法人の名称 : (財)日本海事協会
登録時期 : 平成16年 8月
法人の連絡先 : 〒102-8567 東京都千代田区紀尾井町4-7
登録の理由 : 基準に適合しているため。

(3) 登録基準に係る問い合わせ、照会等

特になし

(4) 料金等と積算根拠

手数料額 1 船体及び艤装の検査（製造中）

117,211円（40総トン以下）～19,555,179円（200,000総トン）、
200,000総トンを超える時は2,000総トン又は端数ごとに113,148円加算

2 機関艤装の検査（製造中）

80,629円（183.9kW以下）～2,799,867円（73,550kW）
73,550kWを超える時は1,471kW又は端数ごとに30,366円加算

3 電気艤装の検査（製造中）

76,954円（25kVA以下）～803,187円（3,000kVA）
3,000kVAを超える時は500kVA又は端数ごとに57,172円加算

積算根拠 手数料の額は、検査等事務に係わる役職員の人事費、及び物件費（光熱費、事務費その他の諸経費）の合計として設定されている。

※ その他旅費（実費）等を請求する。

※ 船舶の用途、設置されている設備等により、手数料が加算される場合がある。その加算額は、検査等事務に係わる役職員の人事費、及び物件費（光熱費、事務費その他の諸経費）の合計として設定されている。

※ 製造後の定期的な検査についても、製造中の検査と同様の考え方に基づき、検査の種類、総トン数等ごとに手数料が設定されている。